

# KUINS に接続する無線 LAN アクセスポイント設置のガイドライン

(平成 24 年 2 月 8 日情報環境機構長裁定)

## 1 目的

本ガイドラインは、京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という)第 31 条の 2 および京都大学全学情報システム利用規則(以下「利用規則」という)第 23 条に基づき、京都大学(以下「本学」という)の部局情報セキュリティ委員会が各部局において学術情報ネットワーク(以下「KUINS」という)に接続する無線 LAN(IEEE802.11 規格に基づくものをいう)のアクセスポイント(以下「AP」という)設置を行う際に検討しなければならない措置について定め、本学の情報セキュリティ向上に資することを目的とする。

## 2 AP の利用に関する措置

- 1 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、当該 AP を利用できる者を限定する措置を取らなければならない。(利用規則第 2 条(14))
- 2 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、当該 AP を利用できる者を、原則として利用規則に定める利用者に限定しなければならない。(対策基準第 2 条の(10))
- 3 部局情報セキュリティ技術責任者は、AP を利用できる者の中に利用規則に定める特定部局情報システム臨時利用者を含む場合、臨時利用のための許可手続を定めなければならない。(利用規則第 2 条(13)、対策基準第 2 条の(11))
- 4 部局情報セキュリティ技術責任者は、本条第 3 項に基づき AP の利用を許可した際、許可した特定部局情報システム臨時利用者に対して利用規則を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。(利用規則第 6 条の 2、4、および 5)

## 3 AP に接続できる特定部局情報システムと利用者端末

- 1 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、当該 AP に接続する特定部局情報システムならびに利用者端末を限定する措置を取らなければならない。(利用規則第 2 条(6)、(7)および(14)、対策基準第 31 条の 2(8))

## 4 AP の設置手順

- 1 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、当該 AP の設置にあたり、設置する部局の部局情報セキュリティ技術責任者の了承を得なければならない。(利用規則第 18 条)
- 2 部局情報セキュリティ技術責任者は、AP の設置開始および設置終了時の申請手続を整備しなければならない。(対策基準第 31 条の 2(1))
- 3 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、KUINS-II に当該 AP を接続するにあたり、サブネット連絡担当者の同意を得なければならない。(利用規則第 18 条の 2)
- 4 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、KUINS-III に当該 AP を接続するにあたり、VLAN 管理責任者の同意を得なければならない。(利用規則第 18 条の 4)

## 5 AP の技術的要件

- 1 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、当該 AP の通信内容を、暗号化によって保護しなければならない。(対策基準第 31 条の 2(7))
- 2 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、本条第 1 項の暗号化による保護を行うため、当該 AP に原則として WPA、WPA2 または WPA3 で AES による暗号化を使うように設定しなければならない。この際、WEP は暗号化方式に使用してはならない。
- 3 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、WPA-PSK、WPA2-PSK または WPA3-SAE(Personal)で通信内容の暗号化の際に使うパスフレーズに、10 文字以上の十分に予測困難な文字列を使い、年 1 回以上変更しなければならない。また、パスフレーズの選択に係るその他の事項については、京都大学全学アカウント利用者パス

ワードガイドラインに準じなければならない。

- 4 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、当該 AP で動作するファームウェアなどに対して、京都大学全学情報システム不正プログラム対策ガイドラインに準じて対策を行わなければならない。(利用規則第 12 条)
- 5 部局情報セキュリティ技術責任者は、部局で管理する AP の SSID について、部局で命名規則を定める措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずるものとする。

#### 6 例外措置

- 1 各 AP を管理する部局情報システム技術担当者は、やむを得ない理由により本ガイドラインを適用することができない場合、当該 AP を設置している部局の部局情報セキュリティ責任者へ申請を行い、許可を受けなければならない。
- 2 部局情報セキュリティ責任者は、本項の例外措置に関する審査手続を定めなければならない。
- 3 部局情報セキュリティ責任者は、本項の例外措置にあたる許可を行った場合は、例外措置の適用審査記録を整備し、情報セキュリティ実施責任者に報告しなければならない。(対策基準第 96 条の 2)

#### 附 則

- 1 部局情報セキュリティ責任者は、KUINS に接続している既設の AP について、平成 25 年 3 月 31 日までに、本ガイドラインに準拠した措置を行わなければならない。

#### 附 則

本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

本ガイドラインは、令和4年3月9日から施行する。